

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）の自動車リサイクル法施行後の状況について

経済産業省自動車課
環境省企画課リサイクル推進室

平成14年10月に本格施行されたフロン回収破壊法のカーエアコン部分に関しては、平成17年1月1日の自動車リサイクル法本格施行に伴い、同法へ引継がれたが、その後の状況については以下のとおり。

1. 「自動車フロン引取・破壊システム」について

○平成16年12月末までに第二種特定製品引取業者に引取られた使用済自動車に係るフロン類については、自動車リサイクル法施行後も引続きフロン回収破壊法に基づき、引取・破壊されることとなる。一方で、こうしたフロン類はごくわずかであると考えられる。そのため、「自動車フロン引取・破壊システム」を運営する（財）自動車リサイクル促進センターでは、昨年9月から、自動車リサイクル法に基づくフロン類の回収・破壊を自動車メーカー等から一元的に業務委託を受けて行っている有限責任中間法人自動車再資源化協力機構に再委託を行い、フロン回収破壊法に基づくフロン類についての引取・破壊を行っているところ。現時点においても、一部にポンベの回収依頼が存在するため、引き続き、こうした体制を維持し、効率・確実な引取・破壊を行っていく。

2. 前回合同会議の審議を受けての活動について

○フロン類がフロン類回収業者により再利用される場合には、フロン券によって（財）自動車リサイクル促進センターが収受した金銭は結果的に回収・破壊費用として使用されないこととならざるをえないが、その取扱いについては、前回の本合同会議における審議により、（財）自動車リサイクル促進センターにおいて他の事業とは明確に区分した上で、

①フロン類に関する広報・啓発活動

②フロン類の大気への排出抑制に資する公益信託の設立

に活用することとなっているところ。最終的に、こうした金銭は約7.3億円発生することとなり、具体的には以下のとおり取組を推進。

（1）広報・啓発活動

フロン類の排出によるオゾン層や地球温暖化への影響等につき、各種の広報ツールを複合的に活用し、相乗的な広報成果を得るべく以下の取

組を実施した。

- ① 座談会風の読みやすい広告を全国４７紙に一斉掲載
- ② 東京都内でシンポジウムを開催し、直接的な消費者への啓蒙を実施
- ③ シンポジウムの内容を全国４７紙の新聞に一斉掲載
- ④ テレビによるシンポジウムの放映

（２）公益信託の設立

フロン類の大気排出抑制への取組みについて、中長期継続的に行っていくべく、本年３月に公益信託として「特定公益信託地球環境保全フロン対策基金」を設立した。（詳細は、添付資料１参照）

今後、当該公益信託においては、全国の団体から事業を募集した上で、学識者等から構成される運営委員会の審査に基づき、助成活動を行っていくこととなる。主務官庁としては、当該公益信託がフロン類の大気排出抑制に資するものとなるよう、本制度を幅広い団体に普及・広報していく。

参照）中央三井信託銀行ＨＰ

<http://www.chuomitsui.co.jp/koueki/index.html>

【現状及び今後の予定】

平成１８年	５月	第１回運営委員会（開催済） －選考基準の確認等運営方法を議論
	５月～７月	平成１８年度事業の募集
	８月	第２回運営委員会 －初年度助成先（１８年５月～７月の応募分）の選考。
	１０月～	平成１８年度事業の実施
	９月～１２月	平成１９年度事業の募集
平成１９年	１月	第３回運営委員会 －翌年度助成先（１８年９月～１２月の応募分）の選考。
	４月～	平成１９年度事業の実施
翌年度以降	９月～１２月	事業の募集
	１月	定期運営委員会において助成先の選考
	４月～	事業の実施

※公益信託とは、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた公益目的にしたがってその財産を管理運用し、第三者の行う公益活動の支援を行う信託法に基づく制度。主務官庁が監督するとともに、助成等にあたっては、学者等からなる運営委員会が審査を行い助成対象事業を決定するという極めて公益性の高い制度。